

光ファイバケーブル製品の製造業者に対する
排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成22年5月21日
公正取引委員会

公正取引委員会は、東日本電信電話株式会社等の事業者^(注1)及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」という。）が発注する別紙1記載の光ファイバケーブル製品の製造業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

（注1） 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）及び東京都港区に本店を置く全国情報通信資材株式会社（以下「全国情報通信資材」という。）をいう。

なお、全国情報通信資材が発注する光ファイバケーブル製品は、NTT東日本及びNTT西日本の電気通信設備に用いられる。

- 1 違反事業者名、排除措置命令及び課徴金納付命令の受命件数並びに課徴金額（違反事業者の後記2の違反行為ごとの課徴金額については別紙2のとおり。）

番号	違反事業者名	排除措置命令 受命件数	課徴金納付命令 受命件数	課徴金額 (合計)
1	住友電気工業株式会社	4件	4件	67億6272万円
2	古河電気工業株式会社	4件	4件	46億602万円
3	株式会社フジクラ	4件	4件	44億1164万円
4	昭和電線ケーブルシステム株式会社	1件	1件	1億9903万円
5	住友スリーエム株式会社	1件	1件	1億2002万円
6	株式会社アドバンスト・ケーブル・システムズ	—	—	—
7	コーニングインターナショナル株式会社	—	—	—
8	昭和電線ホールディングス株式会社	—	—	—
9	日立電線株式会社	—	—	—
合計				160億9943万円

（注2） 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならないことを示している。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査
電話 03-3581-4960（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

2 違反行為の概要

本件においては、次の各違反行為が認められた。

(1) NTT東日本等の事業者が発注する光ファイバケーブル製品

ア 光ファイバケーブル製品（別紙1の番号1記載の製品）

住友電気工業株式会社、古河電気工業株式会社（以下「古河電気工業」という。）及び株式会社フジクラの3社（以下「3社」という。）並びに昭和電線ケーブルシステム株式会社、株式会社アドバンスト・ケーブル・システムズ（以下「ACS」という。）、コーニングインターナショナル株式会社、昭和電線ホールディングス株式会社及び日立電線株式会社（以下「日立電線」という。）の8社は、遅くとも平成17年2月9日以降^(注3)、別紙1の番号1記載の光ファイバケーブル製品について、販売価格の低落防止（3社にあってはこれに加え販売金額の均等化）を図るため、共同して、見積り合わせごとに、覚悟値^(注4)及び見積り順位^(注5)を決定し、決定した覚悟値及び見積り順位に応じた、見積り合わせの参加者それぞれが提示すべき見積価格を決定するようにすることにより、公共の利益に反して、別紙1の番号1記載の光ファイバケーブル製品の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注3) 昭和電線ケーブルシステム株式会社にあつては平成18年4月3日以降、ACSにあつては同月1日以降、コーニングインターナショナル株式会社にあつては同年3月31日までの間、昭和電線ホールディングス株式会社にあつては遅くとも同年1月11日以降同年4月2日までの間、日立電線にあつては同年3月31日までの間の行為である。

(注4) 見積り合わせにおけるNTT3社（日本電信電話株式会社、NTT東日本及びNTT西日本の3社をいう。以下同じ。）との価格交渉において目標とする現行の発注単価からの低減率の限度値又は目標とする下限価格をいう（以下このアにおいて同じ。）。

(注5) 見積り合わせの参加者それぞれの提示する見積価格の低さの順位をいう。

イ FASコネクタ（別紙1の番号2記載の製品）

3社並びに住友スリーエム株式会社、ACS及び日立電線の6社は、遅くとも平成18年2月8日以降^(注6)、別紙1の番号2記載のFASコネクタについて、販売価格の低落防止を図るため、共同して、覚悟値^(注7)及び見積り順位を決定し、決定した覚悟値及び見積り順位に応じた、見積り合わせの参加者それぞれが提示すべき見積価格を決定するようにすることにより、公共の利益に反して、別紙1の番号2記載のFASコネクタの販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注6) ACSにあつては平成18年4月1日以降、日立電線にあつては同年3月31日までの間の行為である。

(注7) 見積り合わせにおけるNTT3社との価格交渉において目標とする現行の発注単価からの低減率の限度値をいう（以下このイ及び後記ウにおいて同じ。）。

ウ 熱収縮スリーブ（別紙1の番号3記載の製品）

3社は、遅くとも平成17年2月9日以降、別紙1の番号3記載の熱収縮スリーブについて、販売価格の低落防止を図るため、共同して、覚悟値及び見積り順位を決定し、決定した覚悟値及び見積り順位に応じた、見積り合わせの参加者それぞれが提示すべき見積価格を決定するようにすることにより、公共の利益に反して、別紙1の番号3記載の熱収縮スリーブの販売分野における競争を実質的に制限していた。

(2) NTTドコモが発注する光ファイバケーブル製品（別紙1の番号4記載の製品）

3社は、遅くとも平成18年1月31日以降、別紙1の番号4記載の光ファイバケーブル製品について、販売価格の低落防止及び販売金額の均等化を図る

ため、共同して、見積価格及び見積り順位を決定するようにすることにより、公共の利益に反して、別紙1の番号4記載の光ファイバケーブル製品の販売分野における競争を実質的に制限していた。

3 排除措置命令の概要

前記2の違反行為ごとに、以下のとおり排除措置命令を行った。

- (1) 排除措置命令の対象事業者（以下「名あて人」という。）は、それぞれ、前記2の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記2の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行う旨を、取締役会において決議しなければならない。
- (2) 名あて人は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く名あて人及びNTT東日本等に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 名あて人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記2の行為と同様の行為を行ってはならない。
- (4) 名あて人は、今後、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - ア 自社の商品の販売に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定及び自社の従業員に対する周知徹底（古河電気工業にあっては独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の従業員に対する周知徹底）
 - イ 前記2の行為の対象としていた各製品の販売に関する独占禁止法の遵守についての、当該各製品の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

4 課徴金納付命令の概要

- (1) 課徴金納付命令の対象事業者は、平成22年8月23日までに、それぞれ別紙2の「課徴金額」欄記載の額（総額160億9943万円）を支払わなければならない。
- (2) 調査開始日からさかのぼり10年以内に課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがある事業者については、独占禁止法第7条の2第7項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している。

番号	光ファイバケーブル製品
1	東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）又は東京都港区に本店を置く全国情報通信資材株式会社（以下「全国情報通信資材」という。）が発注する光ファイバケーブル製品（関連製品を含む。）であって、少なくとも住友電気工業株式会社、古河電気工業株式会社及び株式会社フジクラの3社のすべてを対象として見積り合わせが実施されるもの（FASコネクタ、熱収縮スリーブ及びFAコネクタを除く。）
2	NTT東日本、NTT西日本又は全国情報通信資材が発注するFASコネクタ
3	全国情報通信資材が発注する熱収縮スリーブ
4	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」という。）が発注する光ファイバケーブル製品のうち、資材部において見積り合わせの方法により発注単価を決定するものであって、当該発注単価により発注する期間において発注する製品の総額又はその一定割合について、予定発注シェア（当該発注単価で発注する期間において、当該発注単価が決定された製品の発注総額に占める、発注先となる見積り合わせの参加者それぞれに対する発注金額の割合としてNTTドコモが予定するものをいう。）を決定するもの

番号	違反事業者名 本店の所在地 代表者	排除措置命令の有無及び課徴金額 (上段：排除措置命令，下段：課徴金額)				合計
		NTT東日本等の事業者 ^(注4) が発注する製品			NTTドコモ ^(注5) が 発注する製品	
		別紙1の番号1記載 の光ファイバケーブ ル製品	別紙1の番号2記載 のFASコネクタ	別紙1の番号3記載 の熱収縮スリーブ	別紙1の番号4記載 の光ファイバケーブ ル製品	
1	住友電気工業株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 代表取締役 松本 正義	○	○	○	○	4件
		62億6774万円	1億8223万円	3356万円	2億7919万円	67億6272万円
2	古河電気工業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 代表取締役 吉田 政雄	○	○	○	○	4件
		42億7335万円	1億3680万円	2247万円	1億7340万円	46億602万円
3	株式会社フジクラ 東京都江東区木場一丁目5番1号 代表取締役 長浜 洋一	○	○	○	○	4件
		41億7605万円	1億1836万円	1540万円	1億183万円	44億1164万円
4	昭和電線ケーブルシステム株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目1番18号 代表取締役 山田 眞彦	○				1件
		1億9903万円				1億9903万円
5	住友スリーエム株式会社 東京都世田谷区玉川台二丁目33番1号 代表取締役 ジェシー・ジー・シン		○			1件
			1億2002万円			1億2002万円
6	株式会社アドバンスト・ケーブル・システムズ 東京都江東区青海二丁目4番32号 代表取締役 カタレ・ラビクマール	—	—			—
		—	—			—
7	コーニングインターナショナル株式会社 ^(注6) 東京都港区赤坂一丁目11番44号 代表取締役 クリフォード・エル・ハンド	—				—
		—				—
8	昭和電線ホールディングス株式会社 ^(注7) 東京都港区虎ノ門一丁目1番18号 代表取締役 富井 俊夫	—				—
		—				—
9	日立電線株式会社 ^(注8) 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 代表執行役 今井 光雄	—	—			—
		—	—			—
違反事業者数		8社	6社	3社	3社	20社
排除措置命令対象事業者数		4社	4社	3社	3社	14社
課徴金納付命令対象事業者数		4社	4社	3社	3社	14社
課徴金合計額		149億1617万円	5億5741万円	7143万円	5億5442万円	160億9943万円

(注1) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反行為者であることを示している。

(注3) 表中の「/」は、その事業者が違反行為者ではないことを示している。

(注4) 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）及び東京都港区に本店を置く全国情報通信資材株式会社をいう。

(注5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモをいう。

(注6) コーニングインターナショナル株式会社は、NTT東日本及びNTT西日本に光ファイバケーブル製品を販売する者であったが、平成18年4月1日、株式会社アドバンスト・ケーブル・システムズ（以下「ACS」という。）に対し、光ファイバケーブル製品の販売に係る事業を譲渡し、以後、光ファイバケーブル製品をNTT東日本及びNTT西日本に販売していない。

(注7) 昭和電線ホールディングス株式会社は、光ファイバケーブル製品の製造業を営んでいた昭和電線電纜株式会社が平成18年4月1日付で現商号に変更したものであり、同月3日、昭和電線ケーブルシステム株式会社に対し、新設分割により光ファイバケーブル製品の製造業を承継させ、以後、同事業を営んでいない。

(注8) 日立電線株式会社は、平成18年4月1日、ACSに対し、光ファイバケーブル製品の販売に係る事業を譲渡するなどし、以後、光ファイバケーブル製品をNTT東日本及びNTT西日本に販売していない。

1 最近の公益事業者が発注する商品又は役務に係る主な不当な取引制限の事件

件 名 措置年月日	内 容
<p>平成22年（措）第1号～第7号 電力会社が発注する電力用電線等の 見積り合わせ又は競争入札の参加業 者に対する件 平成22年1月27日</p>	<p>東京電力等発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
	<p>東北電力発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注及び年度の割当て発注の各方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するための指名競争見積りに当たって、交渉価格及び値引き限度額並びに交渉予定者を決定し、交渉予定者が交渉価格を基に価格交渉できるようにしていた。</p>
	<p>中部電力発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注の方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するための指名競争見積りに当たって、3社それぞれの受注すべき金額の順位及び交渉価格を決定し、交渉価格を基に価格交渉できるようにしていた。</p>
	<p>北陸電力発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
	<p>中国電力発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
	<p>九州電力発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注及び計画割当て発注の各方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するための指名競争見積りに当たって、最低見積価格及びすべて受注する者又はそれぞれの受注すべき金額の順位を決定していた。</p>
	<p>沖縄電力発注の特定電力用電線等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
<p>平成19年（納）第189～194号 東京瓦斯(株)が発注する高圧ガス導管 工事及び大阪瓦斯(株)が発注する中圧 ガス導管工事の入札参加業者に対す る件 平成19年12月3日</p>	<p>東京瓦斯(株)が指名競争入札の方法により発注する高圧ガス導管工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p> <p>大阪瓦斯(株)が見積り入札等の方法により発注する鋼管製中圧ガス導管工事並びに鋼管製中圧ガス導管の保守、点検、改修及びこれらに関連する作業について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>

<p>平成19年（措）第13号及び第14号 ガス用ポリエチレン管及び同継手の 製造販売業者に対する件 平成19年6月29日</p>	<p>需要者向けのガス用ポリエチレン管について ① 平成16年11月1日出荷分から、需要者渡し価格を現行価格より15パーセントを目途に引き上げること ② 平成17年11月1日出荷分から、需要者渡し価格を現行価格より15パーセントを目途に引き上げること を合意していた。</p> <p>需要者向けのガス用ポリエチレン管継手について ① 平成16年11月1日出荷分から、需要者渡し価格を現行価格より8パーセントから10パーセントを目途に引き上げること ② 平成17年11月1日出荷分から、需要者渡し価格を現行価格より8パーセントから10パーセントを目途に引き上げること を合意していた。</p>
<p>平成19年（措）第7号及び第8号 天然ガスエコ・ステーション建設工 事の入札参加業者に対する件 平成19年5月11日</p>	<p>ガス事業者、石油製品小売業者等が指名競争入札に付する関東甲信越地区を施工場所とする天然ガスエコ・ステーション建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p> <p>大阪瓦斯(株)、石油製品小売業者等が指名競争入札に付する大阪瓦斯(株)の天然ガスの配管区域を施工場所とする天然ガスエコ・ステーション建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

【定義】

第二条（略）

②～⑤（略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨（略）

【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

【排除措置】

第七条（略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

